# 外国人介護人材研究会 運営規約 (案)

#### 第1条(名称)

この会の名称を以下のとおりとする。

外国人介護人材研究会

## 第2条 (会の目的)

介護の現場における、外国人介護人材の受入についての最新の情報を共有し、今後の 対応策を講じていくために資する取組みを目的とする。

## 第3条(事務局)

この会の事務局を以下に置く。

本部 神奈川県鎌倉市二階堂 2 2 - 4 (介護事業操練所内) 大阪支部 大阪府大阪市天王寺区寺田町 2 - 2 - 9 (WA International 内) 事務局の責任を預かる事務局長を1名配置し、代表からの選任とする。

#### 第4条(会員)

外国人介護人材研究会会員であることを参加の条件とする。

#### 第5条(事業)

本会は前条の目的を達成するために、次の活動を実施する。

- (1) 月に一度、FAXニュースを発信
- (2) 情報交換会・講習会の開催
- (3) 送り出し国への視察
- (4) その他前条の目的達成のために必要であると総会で認められた活動

#### 第6条(入会)

本会の会員は以下の入会資格を満たし、この会の目的に賛同し、所定の入会届を共同代表宛に提出した者とする。

- ·介護関係法人(社会福祉法人、学校法人、医療法人等)
- ・外国人材関わる法人(協同組合、日本語学校、社団法人等)
- 専門家(大学教授、弁護士、司法書士、行政書士、社会保険労務士、税理士等)
- ・その他本会の目的に合致する法人(送り出し国の法人も含む)

# 第7条(会費)

1法人あたり 一ヶ月1,000円(半年毎に6,000円ずつ振込み)

\*振込手数料は会員負担

\*但し、情報交換会、講習会、視察等への参加費は別途発生

#### 第8条(退会)

本会は所定の退会届を共同代表宛に提出し、任意に退会することができる。

- 2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
  - (1) 本人が死亡したとき
  - (2) 会費を1年以上納入しないとき

## 第9条(役員)

本会に以下の役員を置く

- (1) 共同代表
- (2) 顧 問
- (3) 監事
- 2 第1項に定める役員は会員の互選により選出する。
- 3 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

#### 第10条(職務)

共同代表は、本会を代表し、会の目的達成のためその業務を統括する。

- 2 顧問は会の目的達成のため共同代表に必要な助言を行い、共同代表に事故あるときは その職務を代行する。
- 3 監事は会の業務及び財産の状況を監査する。

#### 第11条(役職)

役員の役職にあっては、総会で選任された役員の中から、臨時役員会によって議決された役職就任案を総会で承認を受け、決定する。

#### 第12条 (解任)

役員が次の各号のいずれかに該当するときは、役員会の議決により、これを解任する ことができる。

(1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき

#### 第13条(資産)

本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他収入

#### 第14条(総会)

本会の総会は、本会会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があると役員会で認められたときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 運営規約の変更
- (2) 解散
- (3) 事業の変更
- (4) 事業報告及び決算報告
- (5) 役員の選任及び解任
- (6) 役職の承認
- (7) その他会の運営に関する重要事項と役員会で認められた議案
- 3 総会は、出席会員数及び委任状の総和が会員の過半数に達することで成立するものとする。

## 第15条(議事録)

総会の議事については、議事録を作成する。

#### 第16条(役員会)

役員会は役員を持って構成する。ただし、監事を除く。

2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない 業務の執行に関し、議決する。

## 第17条(事業報告書及び決算)

共同代表は、毎事業年度終了後3か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

#### 第18条(事業年度)

本会の事業年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日までとする。

#### 第19条 (解散)

本会は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的達成の不能
- (3) 会員の欠乏
- (4) 合併あるいは再編
- 2 総会の議決により解散する場合は、会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

## 第20条(委任)

この運営規約に定めのない事項は、総会の議決を経て、共同代表が別に定める。

#### 第21条(変更)

この規約は、総会において、会員の3分の2以上の承認をもって改正することができる。

附則

会の役員は次の会員とする。

共同代表

三上博至 (一般社団法人 介護事業操練所 理事長)

熊田篤嗣 (一般社団法人 WA International 代表理事・元衆議院議員)

顧問

監事

本会則は、平成30年3月1日より施行する。